

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年3月22日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前11時03分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題(付託案件) 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 まず、委員席の指定を行い、別紙着席表のとおり指定した。
次に、本日配付された資料について執行部から説明を受け、質疑を行った。

主な質疑等

※執行部へ資料要求したもののうち未提出の資料について

皆川委員長 執行部へ資料要求したもののうち、未提出の資料について確認をしたいと思
います。

まず、2月15日要求の「次回 口頭弁論期日のための原告、被告、補助参加
人の裁判書類」ですが、明日23日が期日と聞いておりますが、資料の提出予定
はいかがでしょうか。

保坂行政経営管理課長 お答えします。

明日の23日午後1時半から、口頭弁論が予定されておりますので、その口頭
弁論が終了した後に、議会の方に提供させていただきたいと思っております。
以上です。

皆川委員長 次に、昨年12月15日から数回にわたり要求しております「住民訴訟に関す
る庁内検討の経過がわかる会議記録」ですが、これについては、知事が1月21
日の定例会見でメモ3枚以外の記録がないかについて「もう1回洗い出す」と発

言された旨の報道がありましたので、その結果について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

小沢県有林課長 お答えいたします。

第15回の2月15日、小越委員から要求がありました要求資料7、かねてから資料要求している「住民訴訟に関する庁内検討の経過がわかる会議記録」、メモ、メールなどを準備ができ次第、速やかに提出するようという要求でございますけれども、これにつきましては、2月15日提出の住民訴訟に関する庁内検討経緯という、2枚紙のペーパーでございますけれども、この経緯の内容を、補充した形での再提出に向けまして、当時の担当者から聞き取りを行うなど、森林環境部と総務部とで整理をしているところであります。資料が整い次第、提出をさせていただきたいと考えております。

なお、現時点で新たな会議記録の確認はできておりません。

皆川委員長 以上のとおりであります。

執行部においては、速やかな資料提出について引き続き御協力願います。

※執行部から提出された資料に関する質疑

向山委員 よろしくお願ひします。まず同意書についてですけれども、そもそも違法無効の土地においての、北富士演習場のこの転貸という形について、国からはどのような助言または指導をいただいているのでしょうか。

小沢県有林課長 委員のご質問は、この件に関してということでしょうか、この件に関して国と意見の交換をしてはおりません。

向山委員 確認ですけれども、富士急行に貸し出して違法無効と判断をしている土地は、北富士演習場も含めてですけれども、北富士演習場の中にある富士急行に貸している県有地は、違法無効の状態であるということではないんですね、現状。

小沢県有林課長 先ほど申し上げました通り、これまで県の主張は何ら変わっておりません。

向山委員 であると、違法無効の不適正な状況のところを、今、北富士演習場として特に国の重要な防衛施設としてある部分があるような状況になっているというところは、早く解消していく必要があると思うんですが、その協議をこれまでされてこなかったということは何か理由があるのでしょうか。

小沢県有林課長 特段、演習場としての利用に支障がないことから、意見交換はしておりません。

向山委員 では、演習場が違法無効の状態、今、演習場に貸し出されているということは、山梨県としては適切だと判断をされているということでしょうか。

小沢県有林課長 演習場としての土地使用及び貸付については違法無効ではありません。

向山委員 演習場についての状況は違法無効ではないとしても、県と富士急行の間で違

法無効だと判断されているところが、繰り返しになりますけど国の重要施設である防衛の関係する土地として使用されていることは、普通考えると、すぐに解消しなければいけない事態じゃないかなと思うんですけども、今後これ裁判の判決が出るまで、その状況のまま行くという判断で山梨県、今、最終決定されているのでしょうか。

小沢県有林課長 現時点で演習場としての利用に支障はないと考えております。

向山委員 ここは一点、さらに聞きます。演習場のこの使い方については、国と今後協議をする。こういうふうにして欲しいとか今こういう状況ですということは、報告や協議をすることは考えてないということでしょうか。

小沢県有林課長 現時点でそういった考えはございません。

向山委員 では、違法無効ということが決定されていればですね、今後、出てくる問題というのは、富士急行が受け取っていたその転貸料だと考えます。

これまで長崎知事は問題点として思料されている中で、県としては、問題ないという結論を、回答でいただいています。年間大体300万円ぐらいでしたっけ。300万円ぐらいを何十年間で3億幾らというような利潤が生まれている。これは違法無効な状態のものを、北富士演習場に貸して、転貸をして得ている利益ということですので、ここについてはどのように判断をされていくのでしょうか。

小沢県有林課長 委員のご質問は、演習場交付金のお話ということでよろしいでしょうか。演習場につきましては、転貸ではございません。

向山委員 交付金として出ていたもので、差額が生まれているのはこれまでも議論されてきたところですよ。実際に出ているものと、富士急行に貸し付けている金額が違うから。その差額分が富士急行の利潤になっていると、山梨県はその利潤については問題ないという立場を示していたんですけども、知事は問題があるんじゃないかということをおっしゃっていると。こういう状況の中で、違法無効ということであるんだとしたら、そこの、富士急行が得ていた利潤、そもそも貸し付けていた部分も含めて、返還の対象になるという認識でいるのか、そうすれば、国も絡んでくることですので、国との協議は自然として必要になってくると思うんですけど、そこについてのご見解をお伺いさせていただきます。

小沢県有林課長 演習場交付金、演習場ですね、土地使用及び貸付と今回の富士急行の交付金それから、貸付料の差額については関係がないものと考えています。

向山委員 関係がないというか、山梨県が富士急行に貸している土地で、そこを富士急行が、北富士演習場に貸し出しているわけですよ。いわゆる転貸という形で。その差額は、そもそも山梨県が出している金額が、金額として違うから、そこについては、しっかり、県と国で話をしなきゃいけないんじゃないですか。

小沢県有林課長 委員のお話でありますけども、演習場としての土地につきましては、土地使用許可及び賃貸借契約で県から国にお貸ししているという状況でして、富士急行が

そのことについて何ら関わりはないということでございます。

向山委員 富士急行と、また、国とそれぞれで県がやっていて、直接そこに富士急行が間に入らないという認識ってことですね。わかりました。じゃあ、国のその防衛施設の一角を、違法無効の状態で、何十年にわたっていたのはかなりこれ、重要な問題だと思うんですけど。これ防衛省の責任も出てくるんでしょうかね。山梨県の責任になるんでしょうか。

小沢県有林課長 防衛省とは関わりないことと考えています。

向山委員 そこについて、しっかり国と方向性をともにしていただきたいなと思います。今回のこの同意について言えば、一般的に見れば、法令解釈は専門家じゃないのでわかりませんが、一般的に見れば、違法無効で賃貸借契約が存在しないとやっているところに同意を求めるといっては、なかなか理解に苦しむところです。これを論理的に説明するんだったら、もうちょっとわかりやすく、県民の皆さんまた議会に説明することが必要じゃないかなと思っています。で、もう一つの方の、これまでの方針を一転して、転換をして認めることになったのも、これはおそらく足立弁護士の方針によるものが大きいのかなと思います。これも言うてることが、すぐコロコロ変わってしまうっていうのが、これは県の主張が変わってしまうことで、訴訟に影響もあるんじゃないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

小沢県有林課長 委員の御質問、2点だと思います。

まず1点目の同意書につきましては、演習場としての使用を地元関係者に周知徹底する必要があることから、徴収させていただいております。

また、2点目、転貸、工作物設置承認につきましては、県の考え方については、何ら変わってはおりません。県が提示しました適正な新規賃料で、新たに本件各土地を賃借する意向があれば、転貸等についても解決の方向へ向けしっかりとご相談させていただきたい旨をお伝えしているところでありますが、同社にに応じていただけないという状態が継続すれば、別荘利用者にご迷惑をおかけすることになることから、条件をつけて、承認を行うこととしたものであります。

向山委員 周知徹底をする意味ということなので、賃貸借契約していて違法無効状態の方で、これまでかなり強硬だったのにそこだけは周知徹底して丁寧に説明しようと思ったっていうことではないんでしょうか。

小沢県有林課長 演習場という、使用形態を考えまして、地元保護団体をはじめ関係者に、演習場としての利用、使用を周知徹底するために、同意書を徴取したものであります。

向山委員 わかりました。違法無効だけでも、富士急行は関係者という認識はあるということ認識させてもらいました。

最後に1点ですけど、この方針転換については、済みません方針転換って自分は思っているんですけど、方針転換については、誰がどのようにして決定をされたんでしょうか。

小沢県有林課長 庁内で協議しまして、決定をしたものであります。

向山委員 それで、協議をした記録が残ってますでしょうか。

小沢県有林課長 記録というのは、口頭で協議したものでありますので記録は残っておりません。

向山委員 口頭で協議をしたから、メモも残ってないということですかね。

浅川委員 これ、司法の当局に今任せているときに、こういった質問でいいの。

皆川委員長 これについて、資料についてだから、提出資料についての質疑だから影響ない。

金子林務長 ただいまのご質問にお答えをいたします。
協議については、こちらに提出した、この承諾書案を私どもで作成をいたしまして、これをもとに、知事を含めて、協議をした結果、これを出すと。
その背景としては前回の委員会で渡辺委員からも、別荘の使用者に対して考えていくべきではないか、といったご意見なども踏まえた上での対応でございます。

向山委員 渡辺委員の意見をいただいて、庁内で検討して決めたと、議会の意見を反映していただいたという捉え方をさせていただきました。

そうであれば、何回も、この中で出ているように、やはりその、過程を、透明化するプロセスをなるべくわかりやすくするっていうことは、気をつけていただけるように総務部長も、森林環境部も再三言っていると思いますので、そこについては、記録としてしっかり残すような心がけをしていただくべきだし、今回も、こういう議論で、特別委員会で言われる可能性があるということがわかれば、そういう記録を残すべきだったと思いますけども、そこはいかがでしょうか。

金子林務長 記録と申しましても、現にこういった書面がございまして、これを可とするか不可とするかというところが焦点でございますので、それ以上の記録というのは、スケジュール表には、何月何日のいつ、こういったレクをしたというのは残ってございますが、それで十分ではないかと考えてございます。

向山委員 林務長、大変恐縮ですけども、全員協議会の場で、このことについては、議会にご説明をいただいています。承認ができないということを、それを、協議をして、覆すのであれば、どういう経過で、なぜこういう方針になったのかというのをきちんと記録で残して、また形にして、議会に示すべきだと私は思いますけども、そこは、私の言っていることがおかしいでしょうか。

金子林務長 これに関しましては、先ほど申し上げたことがすべてでございますので、もちろん特別委員会での渡辺委員のご意見等、そういった議会の声も踏まえた中で、過程というのは庁内で、この資料をもって、合意に達したということでございますので、その記録という意味が、済みませんちょっとわかりかねるところでございます。

向山委員 もうこれで最後にしますけども。この文章っていうのはすごくわかりますけ

ども、この文章を作りましたからじゃあこれで行きましたっていう組織じゃないと思うんですよ。山梨県行政って、通知を出してそういう状況になっていて、今度こういうことにしましょうというときに、協議も重ねるし発案者がいるはずだし、それについてのいろんな意見があって協議をして、これでいきましょうっていうのはわかるんですけど、誰かがこれを書いて、そのままこの原案のまま持って行って協議して、そのメモ書きでここ直してって誰かがやったものをやっているって今、林務長ご説明されているんですよ、言っていることは。

そういう決定方針で、本当にいいんでしょうか。ここ、答弁求めませんけども、しっかりその部分をご理解いただいて、別に自分はおかしいことを言っているはずないと思うんですよ。これ、行政としてやるんだったら、しっかりその手順を踏んでやっていけば、ご理解をいただけることだと思いますし、しかもこの同意書が出た後のこれなんで、その、要はこの同意書が出たことによって、そちらと整合性を合わせようとしているんじゃないかというような見方もできちゃうと思うんですよ。そうじゃないってことをするためにもしっかりそこについては、こういう手順を踏んでこういう見解でということを示さないで。県民の方からもわからない部分が出てくると思うので、そこは今後ともぜひ気をつけていただきたいと思います。

白壁委員 北富士演習場の関係の関わるところでこういう話になってくるのは、極めて残念でね。

もともとこの演習場の生い立ちというのは皆さんよくわからないから、こういう話が出るんであって、よく、県執行部が、県有林は県民共有の財産だ、何をいうんでしょうかっていう。本来から言うところの富士北麓の県有林は、村落共同体構成員または村落共同体の所有物なんですよ。それを接収された。結果的に、ここ今、演習場に貸しているね。吉田恩組に、何割ぐらいの比率で、その使用料払っているの。

金子林務長 概ね90%、9割でございます。

白壁委員 比率。

金子林務長 9割です。

白壁委員 交付金の、使用料のもらっている比率、県に入ってくるのと。

金子林務長 概ね56%程度でございます。

白壁委員 演習場に貸してあるね。そこの、国から来ている防衛省からくるお金。これを、県は、地元には比率をつけて、そのお金を地元の恩賜林組合に交付している。この演習場に関わっている富士急が借りているところを県は国にも貸している、で富士急からもとっている。その差額があるからそれを穴埋めするために、富士急に、若干の幾ばくかのを払っている。本来から言うところ、この土地は県民共有の財産じゃない。富士北麓地域の汗と涙の結晶の、虐げられた、搾取された、接収された土地なんだ。

だから今、北富士演習場っていうのは、国に貸しているけど、その貸している部

分も本来から言うと、執行部が言うように、県有林はすべてが、県民共有の財産だつて言ったら、北富士、吉田恩組にお金を払う必要ないんだよ。

だけど、しっかりと払っているということは、地域住民がしっかりと守ってきたものを、陸軍が接收し米軍が接收してたんだよ、で、そこにあった、例えば、林産物にしても、取りながら、植えながら、育てながら生活の糧にしてきたところだったんだよ。

根本的に皆さんの、根拠論法の根拠が違うっていうの。そこに、今回富士急の関係の若干の土地が出てきたから、これを県が主張して、富士急行さん貸さないよとかこれを、地方自治法第何条第何項によって違法無効だと。

吉田恩組と話していますか。元の入会権者とかこういうこと話ししていますか。皆さんちゃんとやっています？なんでそこにお金払っているの。使用料を県が全部取ればいいじゃない。全然話しをしなかったとしたら、してますか、ちょっと聞きたい。

金子林務長

議員ご指摘の、入会慣行につきましてはですね、様々、地元との調整なども行いながら、県民共有の財産として、適正に使用していきたいと考えてございます。

白壁委員

県民共有の財産といわれると、我々の先祖が化けて出るよ。地元の人たちの汗と涙の財産なんだよ。だけど本来から言うと、全部いただきたい、でもそうもいかないわけ。だから、県にもお願いをして、整備してもらったりいろいろしてもらって、出しているんだつてことちゃんと皆さんわかっている、こういう話をしているのかな？

本来だどこの土地っていうのは、我々の先祖のものなんだよ、先人が残して守り抜いてきたものなんだよ。それを、国が行った戦争によって、そしてその後、敗戦によって米軍が、だから県は、その土地の収益の、約半分を、これをいわゆる交付している。

なのに、これを今度は富士急行が、その部分に若干あって、両方からお金をもらっている県が、富士急行が持っているんだからこれは県の土地だから、勝手に違法無効だから、本来であれば許可いらぬのに、それでも何とか、紙一枚で、一応許可いただくような形をとった。ちょっと違うんじゃないのつて、入会慣行的な発想っていうのは、僕は北条浩を支持しているから。これは違う。

民法で認められている入会権。2つあるよね。ちょっと言ってくれる。240何条と。

急に言っって悪いね。困らせるのは悪いけど、入会慣行じゃないんだよ。ちゃんと民法上も謳われている権利なんだ。

だからこういったものもあるから根拠のもとにちゃんと交付しているんだよ。ということは、ここの根本が皆さんの考え方が違う。だからこういったものでまだ県も考え方が違うから、許可制だとか、許可はもう何もいらぬんだけど、県有林、県の土地だから県有林だから、本来やると違法無効の状態、でも紙ぺら1枚でこうだつて、ちょっとこころ辺違うと思うよ。

これについてどう思う？林務長。今までは林務長はちゃんとそういうことはよく、林務の方々だからわかっていたものが、急遽発想の転換をかけていったおかげにすごい答弁苦しいと思うけど。

だけど、本来から言うとかこういう根拠があつてこの土地があつて、他のこっこの山の土地と違うんだよ。うちの方の土地っていうのは。そうすると、とらえ方が違ってくると思うよ。どうでしょう。

金子林務長 まず、委員ご指摘の民法は263条と294条だと思います。ご質問の方にお答えしますが、恩賜林は、恩賜県有財産管理条例に基づきまして県と、地元の恩賜林保護団体が一体となって、保護管理を行って参りました。

これは先人の知恵を結集した本県独自の制度でありまして、これによりまして今日の緑豊かな自然環境の礎が築かれ県土の保全が図られているものと考えてございます。

こうした恩賜林が果たしてきた役割や、或いは歴史を踏まえまして、従来からの入会慣行を尊重しつつ、地域の方々の参画を得ながら適切な保護管理に努めまして、人々のための森林として後世に引き継いでいかなければならないと、このように考えてございます。

白壁委員 そういうふうに、そこまで言われればもう言わなきゃなんないんだけど。当時の明治の後半に2度の大水害があった、農商務省の満之進さんが来て、県内くまなく調査した。これは何とか戻さなきゃなんない。戻してやろうっていうことになった。その時の1項目。入会思想の矯正って書いてあるよね。入会思想っていう悪いものがあるからそれを、歯の矯正と同じだ、直せって。それが根本的に今の管理条例の根底にあるってことはわかっているよね。それがあって、そのあとずっと、今度はこの管理条例がでたんだよ。

だからね、地元と上手くしてくって、よく協議をしなきゃ駄目なんだけど、さっきから言っている通り、吉田恩組と話しした？今たまたまそのところで演習場はそこで切れているけれど、本来であると、ずっとそっくりそうだから。

極端に言うともA地区とB地区全部そうだったから、昔は。鳴沢恩組は陸軍の滑空飛行場。桃園だったところが、グライダーの飛行場になった。本栖からの砲台からB地区からA地区へ飛ばせって、その時、地元じゃ大反対したよね。こういうところなんだよ、全部がそう。その中で今残っているのが吉田恩組。そんなの百も承知だろうけど、ちゃんと協議しましたか。

金子林務長 地元の保護団体とはですね、連携をしながら、適切な保護管理を行っていくということで、今後も対応していきたいと考えてございます。

白壁委員 だからこの歴史経過ってものがわかってない弁護士だとか、不動産鑑定士がいるから、こういったものになってくるんだよ。本来から言うとこれはもう正規な形でいくと本当に県民共有というよりも、富士北麓地域の村落共同体構成員と村落共同体の皆さんの、先人が残していった土地だったんだよ。江戸時代は所有権じゃない、使用権だった。そしたら、明治政府はヨーロッパの仕方を取り入れて、所有権化しようとして、所有権にすることによって課税ができる、いわゆる地租改正をかけた。ちゃんと、地元の人たちと話をしなきゃ駄目だって。そうするとそれが違法無効かっていうのが出てくるんだよ。よくその辺考えてください。

渡辺委員 富士急行に貸し付けている440ヘクタールのうちの、演習場として使用されている17ヘクタールについては、富士急行に対する賃貸借契約と、国への貸付は決して富士急行を介した転貸などではなく、それぞれ別のものであって、別次元の話だということを、私の立場からも申し上げさせていただきたいと思ます。

その上で、提出していただきました資料2についてなんですが、林務長からも

お話があって、私の、先日の委員会での発言も受けとめていただいて、努力していただいたこと。ちょっとあの時に、少し強い口調になってしまったことは大変申し訳なかったなと思っておりますが、今回こういった決定をしていただいたことで、林務の中で様々なご苦勞があったんだなと推察しております。

その上でこういった柔軟な対応をとっていただいたことは大変喜ばしく、地元の何ら罪のない、転借人の方々が、実害をこうむることなく、運用されていければと思っておりますが、先日ご提出いただきました足立弁護士からの3月8日付の回答書においては、新規の賃料をもってでなければ、転貸の承認についてはお認めいただけないという、かなり厳しい文言が入っている中で、最後の方に足立弁護士が、この文章について回答書の文章の内容については窓口になるという結びだったと思っております。

しかしながら、今回は、県の方から通知をいただいたということでもありますので、この転貸もしくは工作物の設置の許可は、今まで通り、出先である富士東部林務環境事務所が、今後も判断していくということによろしいでしょうか。

小沢県有林課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

渡辺委員 わかりました。しっかりと、転借人に実害が出ることなく、今まで通り転貸及び工作物の設置の許可については条件つきではありますが、しっかりと対応していただければと思います。

その中で、やはりこういった柔軟な対応がとれるのであれば、これは、酷かもしれませんが、ぜひこういった問題が、地元で顕在化する前に当然予測できた問題だったと思えます。今後他のことについても、様々な形でこういった柔軟な対応をとっていただきたいと思っております。

改めて、この3月8日付の回答書の内容と、そして、今回、県の方から出た3月19日付の、この承認についての内容に、方針転換と呼べる、私もそう思っておりますけれども、これに至った理由を改めてお伺いしたいと思えます。

小沢県有林課長 3月8日付で発出しました書面におきまして、適正な新規賃料で、新たに本件各土地を賃借する意向があれば、転貸等についても、解決と合意に向けしっかりとご相談させていただきたい旨を、富士急行株式会社あて伝えたとところでありますけれども、この内容について同社にに応じていただけません。

このような状態が継続すれば、別荘利用者にご迷惑をおかけすることになることから、今回、条件を前提に承認を行うこととしたものであります。

渡辺委員 3月1日に富士急行からまさにこの賃借権の存否や存在確認を求めて訴訟が提起され、ここにまだ訴状が来てないということですがけれども、当然富士急行さんは新規の賃料では到底考えない。考えているのであれば訴訟など提起しませんから、当然そこは、司法の判断によって、賃借権があるのかないのかについては判断されるべきところでありますので、当然、そんな中で、このような、足立弁護士からの3月8日の回答書を出してしまえば、転借が認められないということになってしまうということになりますので、そういった部分でこの転換は本当に、地域の事情を考えていただいて、やっていただいたんだろうなということだと思います。

そして、またこの3月8日の、足立弁護士からの回答書では、この転貸の承認をすることができないことについて山梨県が、貴社から、本件各土地を貸し付け

ようとする方々もしっかりご説明する必要があるという記載がありますが、今回の条件の二つ目において、富士急行さん、いわゆる賃借人が、転借人に対して、説明をするというような内容にも受けとめられますが、今現在、県は直接、転借人に対して、富士急行さんを通じず、説明をする意思があるのか、それとも、それもお任せするようにするのか、お伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 回答書で書いてあります通り、別荘を利用する方々にご説明するという意思はございます。

渡辺委員 委員会で申し上げましたが、仮処分の申し立てが提起されているという報道もあります。転借人の方々に、県が直接説明するということはあると私は思っていますので、無用な混乱を招かぬように、現在の、新規の転借人だけではなく、現在の転借人に対しても、しっかりと富士急行さんと協議をして、富士急行さんの方から、この2にあるのと同様に説明していただく方が、私は地域の平穩のためにはいいと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

小沢県有林課長 賃借人を介して別荘を利用する方々への説明をお願いしているものは、今回、通知申し上げた転貸承認、それから工作物設置承認のみでございます。

渡辺議員 ぜひ、結果的に自力救済の疑いがあるような行為は、地方公共団体の県として、厳に慎まれていただきたいことをお願い申し上げたいと思います。

それと、ずっと気になっていることがあります。今までわたしや他の委員が、富士急行と、いわゆる賃借人となぜ協議をしないんだというような質問をさせていただきますと、答弁としては、違法無効だと主張している相手方である賃借人と協議を行うことは、県民感情からも理解できないという答弁、或いは林務長から、みずから襟を正すというようなことも含めて答弁があったと思いますけれども、なぜそのように考えられるんですか。

金子林務長 まず回答書等にごございますように、やはり県としてはですね、県民から預かっている財産ですから、これ適正な価格でお貸しをする必要があると。そのことについて適正な価格で対応していただけるということでない、これはなかなかそのご相談ということにならないと。適正な価格で借り受けていただけることであれば、これはもう何を置いても、しっかりと解決に向けてご相談させていただきたいと考えてございます。

渡辺委員 まさに適正な価格とは何かについて、訴訟で住民訴訟でも論点、原告被告は一緒ですけれども、補助参加人とは論点の争いがあると。

さらに、今後予測される富士急行さんとの、訴訟においてはまさに適正な対価とは一体何なのかということが最大の争点だろうということは申し上げてきました。

もちろん適正な対価でなければ県有地を貸し付けてはならないということは、地方自治法の規定を待つまでもなく当たり前のことで、誰もそれに対して否定する方はいらっしゃらないと思います。

その適正な対価が一体何なのかについて争いがあるわけですから、そこが一致しないから協議できないというのは、私には、協議するつもりがないとしか思えないんですけども。

そういった中で、今回はその転貸の承認ですか、工作物はある種の協議に近い、文書ですけども、協議に近いような形をやられていますので、この辺の整合性が、私にとってはわからないんですけども。富士急行さんと、賃借人の方と、しっかりと別に密室でしろとは言いませんけれども、ある程度、協議をしていくべきだと私は思うんですけども、改めてお伺いします。

小沢県有林課長 繰り返しとなりますけれども、適正な新規賃料で新たに本件各土地を賃借する意向があれば、転借等について、解決と合意に向けしっかりとご相談させていただきたいと考えております。

渡辺委員 もう答弁はいいですけども、それでは協議になりません。訴訟で闘うわけですから、その点について適正な対価とは一体何かについて、これから相争うわけですから。そもそもの恩賜林貸し出しの条例にもあるように、もっと早くですね、この訴訟に至る前に、富士急行さんと真摯な立場で、賃貸人と賃借人の立場で、しっかりと協議をなさってれば、訴訟にまで発展しなかったかもしれない事例だと私は考えています。

今からでも遅くはないと思いますので、しっかりとですね、地域の、富士北麓地域ですね、無用な混乱を招かぬためにも、しっかりと協議していただきたいとお願い申し上げます。

小越委員 提出資料2のところ、様式1、2ってところで、下記の事項に認諾することって書いてあるんですけど、長崎知事が富士急宛に出している通知の書式ですよね。当該承認をもって当県が恩賜県有財産にかかる貸付が、有効であると認めるものではなく、当該承諾は同貸付が有効であることの根拠にならないこととなっております。これを転貸しを承認してください。で、長崎知事はいいですよって言った、富士急行もそれでいいですよって言った時に、だけどこれは、違法無効で貸付が有効でないですよっていうことを、富士急さん認めてくださいねって書いてあるということは、この転貸しを、長崎知事がいいですよって言って、富士急もありがとうございます、やるって言ったときに、山梨県とすると、富士急側が、これは違法無効な貸付であると認めたっていうふうに、山梨県は解釈するんですか。

小沢県有林課長 資料の2ページにその条件が記載してありますけれども、これはこの書面については貸付が有効であると認めるものではない。それから、貸付が有効であるとの根拠にならないということを条件として記載させていただいています。

小越委員 ということは、これを富士急側がのんだと、承認いたしましたと判子を押した時に、富士急側は、この貸付を、違法無効だと認めたというふうに、山梨県側は解釈するってこと、認諾っていうことがちょっとよく意味わかんないですけど。これ富士急側が転貸を承認してくれて、作ります、と言った時に、ここに認諾で、ただし、違法な貸付ということですよって。それを認めてくださいねって意味じゃないのこれは。こうなりますと山梨県とすると、富士急がこれを認めたというふうに解釈してくことになるんですか。

そこはどう考えたらいいんでしょうか。

金子林務長 この条件はですね、これをもって富士急さんの方も、これで違法無効だとい

うことを認めたことには当然ならないし、しっかり読んでいただければそのことをおわかりになるのではないかと思います。

小越委員 もし、これをもって承認したとしても富士急が、違法無効であるということを認めたというふうには解釈しないということでもいいですね、それはここで確認させていただきたいと思います。

それと、先ほど協議という話がありました。貴社が、富士急が、借りている人に対して、説明をなさい。その中で、違法無効と主張しており現在係争中であるということは、山梨県がこういう主張をしている、富士急はこういう主張をしているということではなく、とにかく今裁判だよってことだけを言いなさいってことですか、それとも山梨県はこういう主張をしている、いやこういう意見もあるっていうことを、言ってくださいってことですか。どこまで、しゃべりなさいという規定ですか。

金子林務長 書かれている通りでございまして、経緯が、この貸付を違法無効と言っていて、富士急との間で、係争中であるという事実を、しっかりと契約者の方に伝えないとそのことを知らなくて、契約してしまうというようなことを避ける意味で記載をしております。

小越委員 この件についても、議事、メモの話がありました。先ほど、皆川委員長の方から資料請求の中で、私が再三お願いしています。この経過のところで、今、関係者から聞いていますけどという話がありましたけど、そのあとに、だけど、聞いているけど、議事録やメモはありませんでしたと聞こえたんですけど。冒頭のやりとりを今聞きとりをしているのであって、メールとか議事録とか会議録みたいなものはないって今おっしゃったんですよ。ないんですか本当に。

小沢県有林課長 現時点で新たな会議録は確認できておりません。

小越委員 信じられませんよそんなの。どうやっても。先ほど渡辺委員も向山委員も言いましたけど、このことを決めたときも、渡辺委員が質問して、普通だったら渡辺委員は特別委員会でこういう意見が出ました。それ羅列するわけです。こういう意見が出ました。それについて今までの経過はこうだった。そして足立先生はこう言っている。じゃどうするかってやつが、そりゃ少なくともメモっていうか、記録に残して、皆さん共有しませんか。ここにいる人は、渡辺委員の質問聞いたと思いますけど、知事はここにいたわけじゃないんだし、渡辺委員がこう言ったっていうのをメモして、それを知事に持っていくのが筋じゃありませんか。その中で知事に、正しく渡辺委員が言ったことがわからないじゃないですか。ここにいた人たちはわかるけど、それはメモをして、まとめて知事レクに持ってくんですよ。それを口頭で、渡辺委員がこういいましたからそれでいいですね、これです。あるわけないそんなこと絶対に。そんな組織絶対にない。特に県庁がそんなことあるわけないですよ。

先ほど、スケジュールってスケジュール表があるんですよ。各職員とか偉い方の。スケジュールのところレクって多分あると思うんです。それは、今回もそうですし、この経過を作った足立先生、藤田先生、知事レクって必ずあるんですよ。その時に資料も何もなくて、口頭でやるわけがない。これメモがないなんて言ったら、県庁組織として、怠慢というか、とんでもないことになりますよ。必ずあります。知事が言っていましたから、必ず出していただきたいと思います。

それと、確認なんですけど、23日の口頭弁論のところで23日過ぎたら出していただくんですけど、県側でなくて、富士急側、原告側の弁論書も、出していただきたいと思うんですけど、それは出していただけるんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 補助参加人の準備書面についても、今までご提供させていただいておりますので、同様の対応をさせていただきたいと思っております。

小越委員 ぜひ、資料請求で出していただきたい。他の富士急さんのものも出していただけるってことですよ。

それともう一つ、資料請求とお願いなんですけど。先日弁護士さんのアンケートがとられて、私も見たんですけど、多くの県民の方々から、山日新聞だけじゃなくて、どうなっているのか教えて欲しいっていうのがありまして、ここには載っているんですけど、広く県議会特別委員会でやったものですので、見たら個人名も消してあったりするんで、県議会のホームページにアップしていただけないかと思うんですけど。

それは委員長なり議長の中で、お取り計らいいただきたいんですけど。

皆川委員長 議長と相談して、ホームページ掲載を検討いたします。

小越委員 それと、今まで協議の中でやってたんですけど。県庁のホームページの資産活用室に、知事が守ろうふやそう県民資産ってこれが載ってしまっていて、私、何でこんなのが載るのかと思いましたけど。この中で、この前の意見と全然違って、地主として県の開発投資のことが書かれているんですよ、最後に。

今までそんな話全然なかったんで、この経緯の説明をお願いしたいと思っています。

それと、これをそもそも長崎知事のホームページに載せるならともかく、資産活用室のホームページに、知事はこう思います。違法無効でございます。県議会は困っています。混乱していますってことを、県庁ホームページに書くこと自体が、私はいかがかと思えます。知事のホームページに載せるならともかく、県庁の資産活用室のホームページに、なぜこれを載せるのか。

そして、ここに最後のとこに全然今まで話がなかった、県有地の開発のことを書いているんですよ。そんな話1回も聞いたことありませんよ。

それ突然これ出してきて、今組上に載ってないことを、なぜ、県庁のホームページに資産活用室に、知事の署名入りで、議会はこんなことで混乱しています、いや違法無効が決まりましたって、それをここに書くのは、私は不適切だと思いますので、議長から、ぜひお取り計らい願いたいと思います。議長としても、議会が、やっぱり議会とこれ違うわけだから、ホームページに載せること自体が私は、これは長崎知事が思っていることだから、長崎知事のホームページに書くのはいいですけど、今ここで論議していることを。

皆川委員長 それについても、委員長から議長に伝えますので、よく相談しますから。よろしいですね。時間が押していて、この後予定もあるので。

一応これを持ちまして今の資料についての質疑を終わりたいと思います。以上でこの件に関する質疑を終了いたします。

これをもって本日の審議を終了いたします。以上で本日の予定はすべて終了いたしました。

なお、当委員会につきまして、去る3月4日の本会議において、県有地の貸付に関する調査及び検証が終了するまで調査期限を延長すること及び閉会中もなお継続審査することが決定されております。今後の審査日程等につきましては、委員長に御一任願います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

浅川委員 ちょっとアンケートのことについて何かいろいろ取りざたされているけど、ここはいいの。ホームページもだけど、私発言していいですか。

皆川委員長 一応、質疑は終了しているけど。

浅川委員 時間外でもいいから言っておきます。

私当初から、この係争中の中で、このアンケートはいかななものかっていうふうな発言をさせていただきました。発言の中に、4番の中に、2億っていう、その提訴費用の部分がありまして、過去は1,800万っていう部分できてこれ、高いか安いかなんていうことを、一般的に聞くこと自体がこれはちょっと違うんじゃないか、こんなことも思いました。

それで、座席の移動は全然構わないんですが、会派がこういうふうになったから、合わせてこの前も言ったように、この委員をふやすことを議運でもお話しさせていただきますが、この場を借りてちょっと一言。

以上です。

皆川委員長 今言ったように今後の審査日程等については委員長にご一任願います。これをもって散会いたします。

その他

- ・山梨県弁護士会会員を対象に実施した「県有地を巡る住民訴訟に関するアンケート」については過日、集計結果を議長から手交され、集計結果については、全議員で情報共有するためタブレットから閲覧可能となっている旨、周知された。
- ・本件に関する今後の審査日程等の決定については、委員長に委任することが決定された。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖